

## 【決算行政監視委員会】

### ○平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度特別会計歳入歳出決算、平成30年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成30年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

#### 一 一般会計

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額105兆6,974億1,812万円余、歳出決算額98兆9,746億9,654万円余であり、差引き6兆7,227億2,157万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和元年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成30年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆3,283億3,981万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務負担額を除く。）は、平成30年度末現在896兆3,560億1,669万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成30年度末現在41兆5,270億616万円余である。

#### 二 特別会計

平成30年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入381兆1,771億4,821万円余、歳出368兆9,360億1,273万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆5,215億7,154万円余、不用額の合計額は18兆4,720億4,864万円余である。

債務負担額は、平成30年度末現在224兆3,340億6,238万円余である。

#### 三 国税収納金整理資金

平成30年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額78兆2,204億4,229万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額76兆8,977億3,918万円余であり、差引き1兆3,227億311万円余が平成30年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

#### 四 政府関係機関

平成30年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆2,307億5,372万円余、支出1兆635億4,099万円余である。

## ○令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書及び令和元年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

### 一 一般会計

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額109兆1,623億7,592万円余、歳出決算額101兆3,664億6,722万円余であり、差引き7兆7,959億869万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、令和元年度における財政法第6条の純剰余金は、6,852億1,225万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務負担額を除く。）は、令和元年度末現在909兆3,308億169万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、令和元年度末現在39兆9,971億8,677万円余である。

### 二 特別会計

令和元年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入386兆5,519億8,458万円余、歳出374兆1,696億7,725万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆1,478億5,190万円余、不用額の合計額は14兆9,281億666万円余である。

債務負担額は、令和元年度末現在223兆9,023億5,349万円余である。

### 三 国税収納金整理資金

令和元年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額77兆4,666億4,531万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額76兆812億2,015万円余であり、差引き1兆3,854億2,515万円余が令和元年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

### 四 政府関係機関

令和元年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆2,645億1,799万円余、支出1兆644億5,942万円余である。

### （議決の内容）

平成30年度及び令和元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、

国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 予備費の使用については、必要最小限にとどめるべきであり、年度末になって緊急性が認められない多額の予備費の使用決定を行うことがないよう十分に配慮すべきである。

事業別フルコスト情報の開示については、類似の事業の比較を容易にするための補足情報を拡充するなど、情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋げるべきである。

決算の意義と重要性を踏まえ、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けて一層協力すべきである。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策については、罹患後症状に係る実態調査及び病理解明のための調査研究に引き続き取り組むとともに、診療体制を一層充実させるための対策を講じるべきである。

また、事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、借換え支援や事業再生支援等を今後も継続すべきである。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、ワクチン単価やキャンセルに伴う返還額を含め、ワクチンの調達、在庫管理等に関する情報を公開するべきである。また、今後、同様にワクチン等を調達する場合は、事後の妥当性の客観的な検証が可能となるよう、購入量等に係る算定根拠資料を作成、保存するべきである。

- (3) 国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題については、同様の事例の有無を可能な限り全省庁で調査するとともに、国民の疑念が生じないよう所要の措置を講じるべきである。

- (4) 少子化対策については、出産に関する負担軽減の観点から、妊産婦が適切に医療機関を選択できるよう出産費用の見える化を推進するとともに、出産費用の保険適用の導入を検討すべきである。

また、子育て家庭を支える社会の構築のため、必要な時に時間単位等で利用できる制度創設に向けた基盤整備を進めるべきである。

- (5) インボイス制度については、事業者間の情報量や交渉力の格差への対応が重要であることに鑑み、個人事業主等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備に努めるべきである。
- (6) ウクライナ避難民の受入れについては、日本国内の身元保証人が十分な経済的基盤を持たない場合を考慮し、その支援体制を更に充実させるべきである。

技能実習制度については、人材確保の手段として機能している実態を踏まえ、制度の見直しを行うとともに、転籍緩和について検討すべきである。

- (7) 教職員の働き方改革については、公立学校教員の長時間労働を是正するとともに、適正な時間外勤務手当の支給を行うなど、現行の教員給与制度について、抜本的な見直しを行うべきである。

教育のデジタル化については、デジタル教科書だけでなく端末の更新費用も無償化するなど、家庭環境等により教育機会の格差が生じないような措置を講じるべきである。

- (8) 介護保険制度については、各地方公共団体にワンストップの相談窓口を設けるなど積極的な支援に取り組むとともに、家族を介護する介護者への支援を充実させるべきである。

旧優生保護法による被害者の救済については、一時金の支給対象となる者から確実に請求があり、かつ、着実に支給が行えるよう更なる周知、広報等を行うべきである。

- (9) 高規格幹線道路等の整備については、地方創生や国土強靱化の観点から、未整備の部分、いわゆるミッシングリンクの早期解消に努めるべきである。

運送業に係る2024年問題については、中小事業者のガソリン代や人件費の価格転嫁を後押しするために、標準的な運賃がより一層活用されるよう、荷主等に対して制度の周知を図るとともに、長時間の荷待ちや運賃・料金の不正な据置き等の適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を引き続き講じるなどして、ドライバーの労働環境の改善に取り組むべきである。

- (10) FMS調達については、見積段階における必要経費の検討を緻密に行うとともに、我が国の安全保障にとって有益であるかの観点から改めて検討すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成30年度決算及び令和元年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

### ○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成30年度中の国有財産の増減額は、総増加額5兆3,179億6,502万円余、総減少額3兆5,482億430万円余であり、差引き純増加額は1兆7,697億6,072万円余である。

これを平成29年度末現在額106兆8,241億8,650万円余に加算すると、平成30年度末現在額は108兆5,939億4,722万円余である。

平成30年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産24兆4,225億9,428万円余、普通財産84兆1,713億5,293万円余であり、区分別では政府出資等78兆779億502万円余、土地18兆7,354億9,939万円余、建物3兆4,212億4,859万円余、立木竹3兆1,212億1,717万円余、工作物2兆5,632億1,997万円余等である。

### ○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成30年度中の増減額は、総増加額3,131億89万円余、総減少額2,765億3,908万円余であり、差引き純増加額は365億6,180万円余である。

これを平成29年度末現在額 1兆1,108億789万円余に加算すると、平成30年度末現在額は 1兆1,473億6,970万円余である。

平成30年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの 1兆1,128億5,765万円余、緑地の用に供するもの153億9,106万円余等である。

### ○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

令和元年度中の国有財産の増減額は、総増加額 5兆5,046億8,049万円余、総減少額 4兆2,273億2,965万円余であり、差引き純増加額は 1兆2,773億5,083万円余である。

これを平成30年度末現在額108兆5,939億4,722万円余に加算すると、令和元年度末現在額は109兆8,712億9,805万円余である。

令和元年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産 25兆2,657億8,382万円余、普通財産84兆6,055億1,423万円余であり、区分別では政府出資等78兆5,282億9,496万円余、土地19兆3,332億7,079万円余、建物 3兆4,249億6,996万円余、立木竹 3兆2,250億8,621万円余、工作物 2兆5,482億1,225万円余等である。

### ○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の令和元年度中の増減額は、総増加額2,431億8,800万円余、総減少額1,968億2,989万円余であり、差引き純増加額は463億5,811万円余である。

これを平成30年度末現在額 1兆1,473億6,970万円余に加算すると、令和元年度末現在額は 1兆1,937億2,781万円余である。

令和元年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの 1兆1,549億6,775万円余、緑地の用に供するもの158億1,360万円余等である。

**○令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額5兆円のうち、令和３年4月30日から令和３年11月26日までの間において決定された3兆1,656億5,915万5,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費、地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費等11件である。

**○令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和３年4月20日から令和３年11月17日までの間において決定された447億6,481万3,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、政府広報に必要な経費、自衛隊が行う診療等に必要な経費、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等7件である。

**○令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和３年度特別会計予備費の予算総額8,352億4,250万円のうち、令和３年11月26日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費23億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

**○令和３年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、令和３年度特別会計予算総則第19条第1項の規定により令和３年9月16日に決定された地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費692億

1,571万6,000円の増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

**○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に決定された1兆4,529億1,560万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費、検疫業務の実施に必要な経費等5件である。

**○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から令和4年3月25日までの間において決定された4,033億2,631万8,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費等8件である。

**○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和3年度特別会計予備費の予算総額8,352億4,250万円のうち、令和4年3月4日に決定されたエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費300億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

**○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）**

本件は、令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定により令和4年2月22日から令和4年3月29日までの間において決定された334億6,431万4,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件である。